

ケアステーションまほろば 松山

居宅介護及び重度訪問介護 重要事項

1. 法人（事業者）の概要

名 称	合同会社まほろば
所在地	愛媛県今治市郷新屋敷町一丁目 1 番 40 号
代表者氏名	代表社員 佐々木 優

2. 事業所の概要

事 業 所 名 称	ケアステーションまほろば 松山
指 定 事 業 所 番 号	(重度訪問介護) 3810105795 (居宅介護)
	(指定年月日) 2023 年 4 月 1 日
事 業 所 所 在 地	愛媛県松山市東長戸 4 丁目 2-28 cotoneJYOHOKU 203 号
電話番号	050-5526-1162
事業所の通常の 事業の実施地域	松山市全域 (ただし、島嶼部を除く。)

3. 事業の目的及び運営の方針

事 業 の 目 的	利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、事業者としての適正な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切なホームヘルプサービスの提供することを目的とする。
運 営 の 方 針	利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、身体介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。また、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努め、関連多職種との連携の強化を図る。

4. 事業所窓口の営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日から金曜日まで（土日祝日、12/29～1/3 を除く）
営 業 時 間	午前 9 時から午後 6 時

5. 事業所の職員体制

従業員の職種及び職務内容	員数
管理者 (従業員及び業務の一元的管理及び指揮命令)	常勤 1 人 (常勤職員、サービス提供責任者兼務)
サービス提供責任者 (サービスの利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等)	常勤 1 人以上 (常勤職員、1名は管理者兼務)
従業員 (訪問介護計画に基づいた訪問介護サービスの提供)	常勤 2 人以上

6. 提供するサービスの対象者と内容

サービスの対象者

身体障害者・知的障害者・精神障害者・障害児・難病患者等

サービスの内容

(1) 訪問介護計画の作成	
(2) 身体介護 利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。	①排泄・食事介助 ②清拭・入浴・身体整容 ③体位変換 ④移動・移乗介助、外出介助 ⑤その他の必要な身体の介護
(3) 家事援助 家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。	①調理 ②衣類の洗濯、補修 ③住居の掃除、整理整頓 ④生活必需品の買い物 ⑤その他必要な家事
(4) その他	①生活等に関する相談や助言 ②見守り ③外出時における移動の支援や移動中の介護 ④病院等に入院中の意思疎通にかかる支援その他必要な援助

※直接利用者の援助に該当しない、主として家族の利便に供する行為又は家族が行うことが適当であると判断される行為や、日常生活の援助に該当しない、または日常的に行われる家事の範囲を超える行為につきましては、サービス提供をお断りする場合があります。

※次に掲げる行為は訪問介護員としての禁止行為とされております。

- ① 医療行為（認定特定行為業務従業者等による喀痰吸引及び経管栄養を除く）
- ② 利用者もしくはご家族等の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり
- ③ 利用者もしくはその家族等からの金銭又は物品、飲食の授受
- ④ 利用者の家族等に対するサービスの提供
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑦ その他利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動及びその他迷惑行為

7. 利用料金

（１）提供するサービスの料金とその利用者負担額について

提供するサービスについて、厚生労働省の告示の単価（別表）による利用料が発生します。

利用者負担は、原則利用料の１割となっていますが、所得に応じて市町村が定めた利用者負担上限額を上限としています。ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。なお、保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合等のサービスにつきましては、別途契約に基づきます。

（２）お支払方法

上述の料金・費用は１か月ごとに計算し、毎月請求書を発行いたしますので、以下のいずれかの方法でお支払い下さい。また、お支払いの確認をしましたら領収書を発行いたしますので必ず保管されますようお願いいたします。

①金融機関口座からの自動引き落とし

口座振替依頼書をご記入・ご提出ください。手続きの完了後、毎月２７日に前月分の利用料が、ご指定いただきました口座から引き落とされます。（依頼書のご提出から手続きの完了まで１～２か月程度かかります）

②指定口座への振り込み

振込口座及び支払期限につきましては、請求書に記載いたします。

※口座振替や銀行振込が難しい場合の現金でのお支払いにつきましてはご相談ください。

8. サービスの提供にあたっての留意事項

(1) 市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

(2) 居宅介護計画等の作成・変更等

確認した支給決定内容に沿って、利用者及び家族の意向に配慮しながら居宅介護等計画を作成し、サービスの提供は居宅介護等計画にもとづいて行ないます。実施に関する指示や命令はすべて事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者等の訪問時の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

また、サービス利用の変更・追加は、ヘルパーの稼働状況により利用者が希望する時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示するほか、他事業所を紹介するなど必要な調整をいたします。

9. 事故発生時の対応方法について

サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業及び市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は以下の損害賠償保険に加入しております。

引受保険会社	あいおいニッセイ同和損保
保険名	介護保険・社会福祉事業者総合保険
補償の概要	業務遂行上の事故や財物損壊等に対する補償

10. 第三者による評価の実施状況等

第三者による評価		あり	実施日	
			評価機関名称	
			結果の開示	1 あり 2 なし
	○	なし		

11. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者は当事業所の管理者です。
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 従業者に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (4) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居

人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村障害者虐待防止センターに通報します。

【当事業所の窓口】	苦情解決責任者	管理者 佐々木 優
	電話番号	050-5526-1162

【公的団体の窓口】	名称	愛媛県障がい者権利擁護センター
	電話番号	089-911-2177

【利用者の居住地がある市町村 （支給決定自治体）の窓口】	名称	松山市障がい者虐待防止センター
	電話番号	089-948-6849

1 2．緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合等においては、人命を最優先にするとともに、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じ、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

1 3．サービス提供に関する相談、苦情について

サービス提供に関する苦情や相談にかかる、相談窓口は以下の通りです。

【当事業所の窓口】	苦情解決責任者	管理者 佐々木 優
	電話番号	050-5526-1162

【公的団体の窓口】	名称	愛媛県福祉サービス運営適正化委員会
	電話番号	089-998-3477

【利用者の居住地がある市町村 （支給決定自治体）の窓口】	名称	松山市指導監査課
	電話番号	089-948-6079